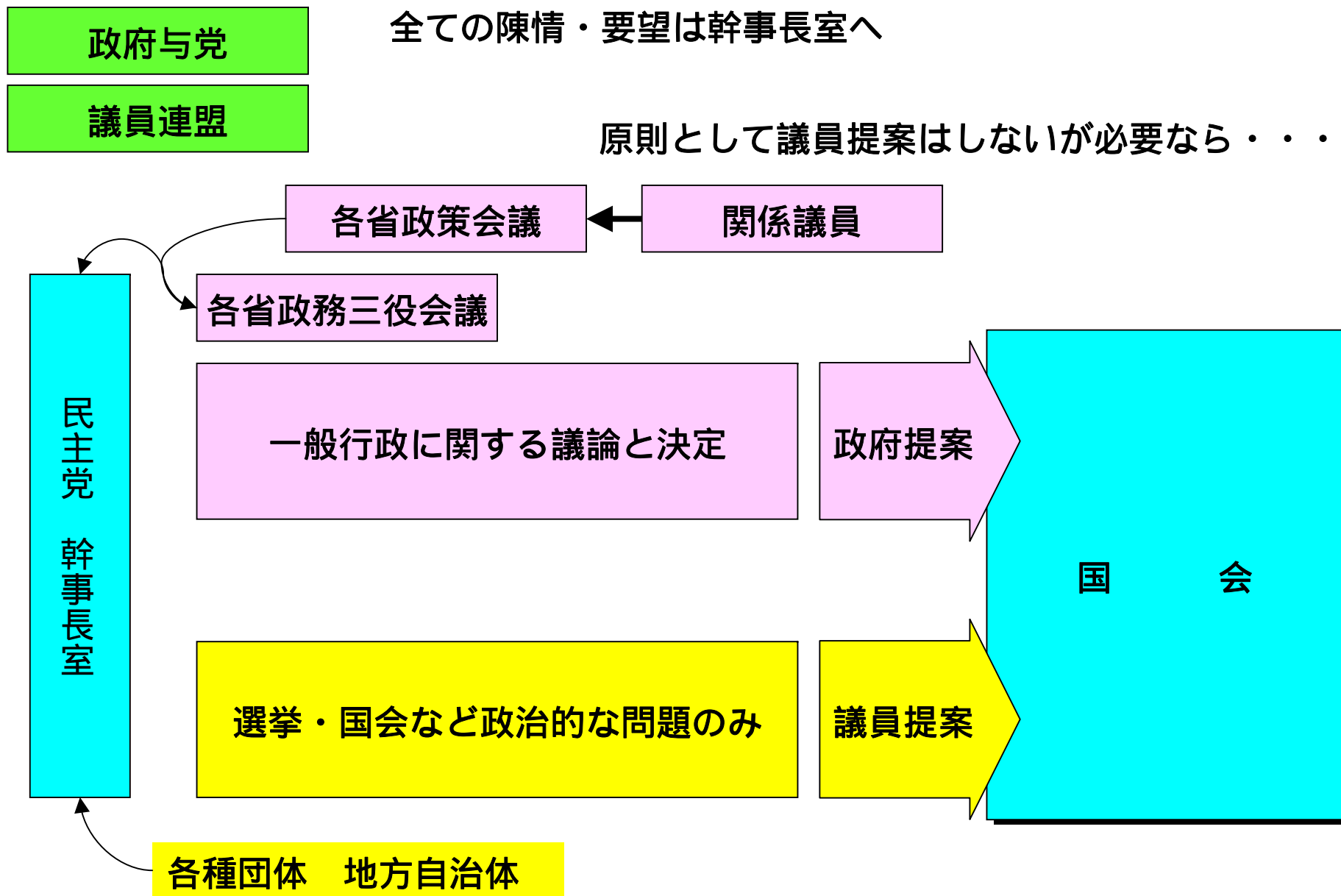


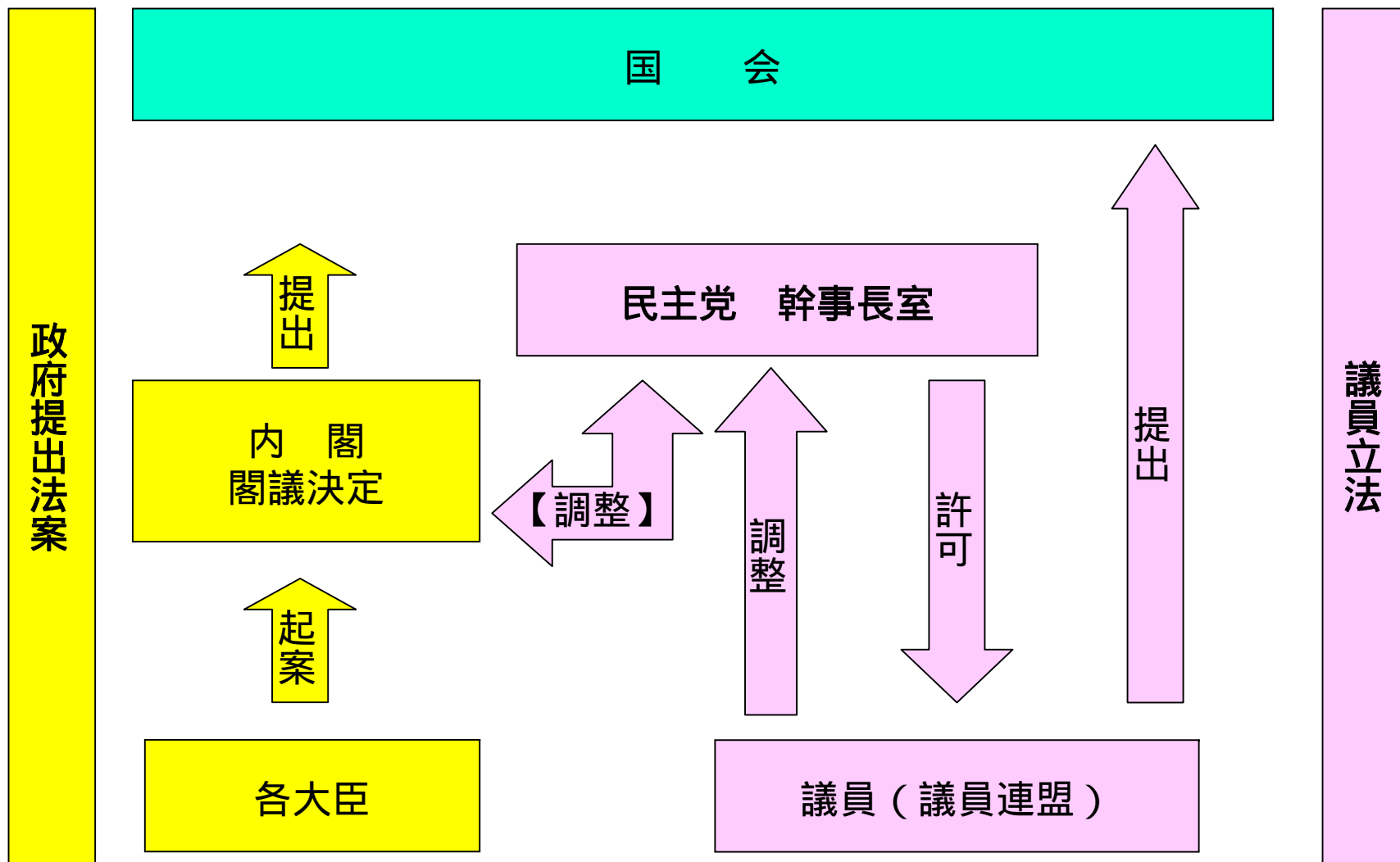
行政書士法改正と民主党・国会

- 1 . 行政書士法は議員立法で成立した。
- 2 . 行政書士法は議員提案で改正してきた。
- 3 . 民主党は議員提案は原則禁止。
- 4 . 自治体・各種団体の要望は幹事長室に。
- 5 . 幹事長室では担当副幹事長が窓口。
- 6 . 幹事長室が内閣と調整して閣法で提案する。
- 7 . 連合は直接幹事長・各省三役・首相と直通。
- 8 . 行政書士制度推進議員連盟の役割は？

鳩山内閣の国会への法案提出のあり方



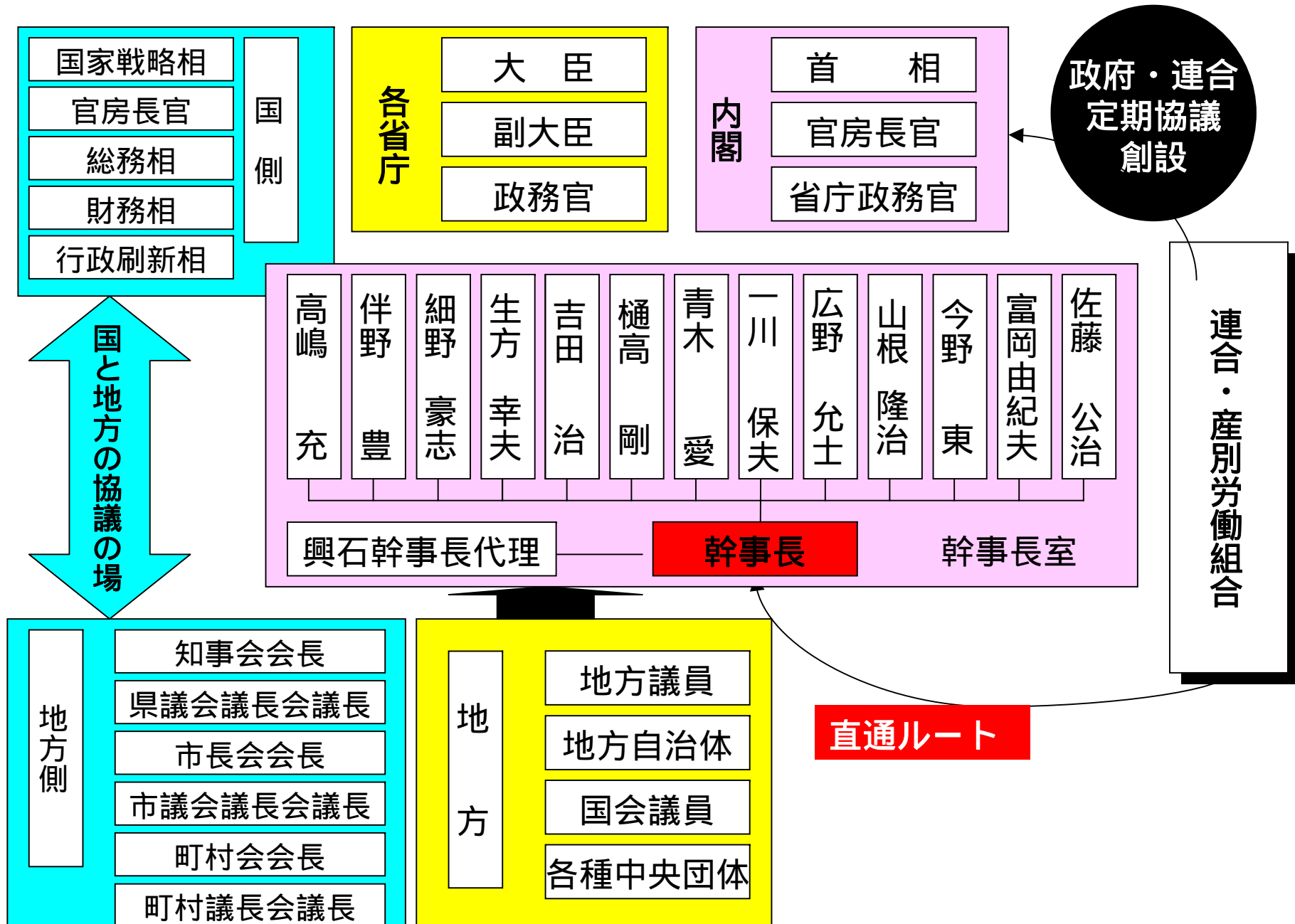
行政書士法改正案の国会提出ルート



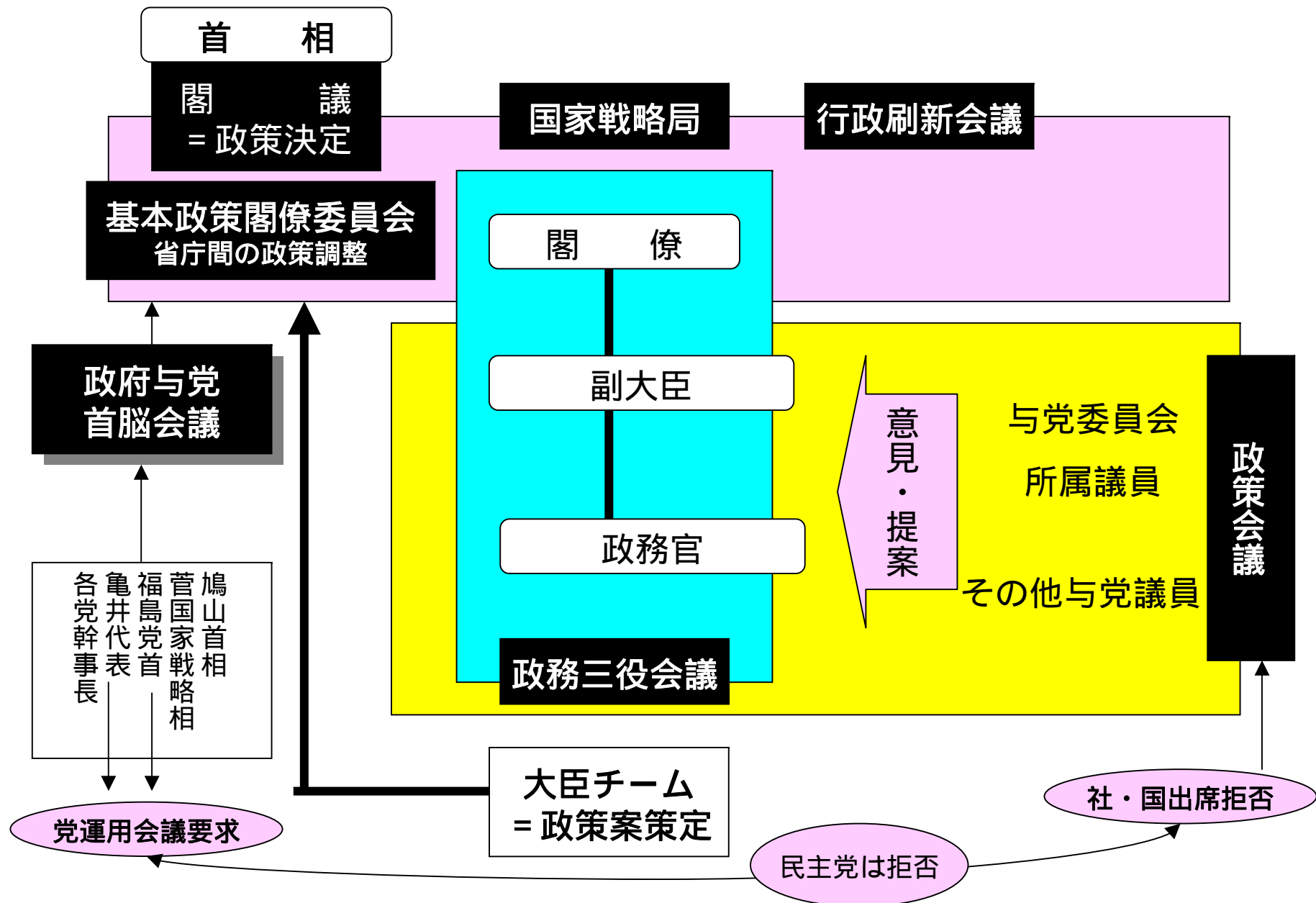
内閣提出か

議員提出か

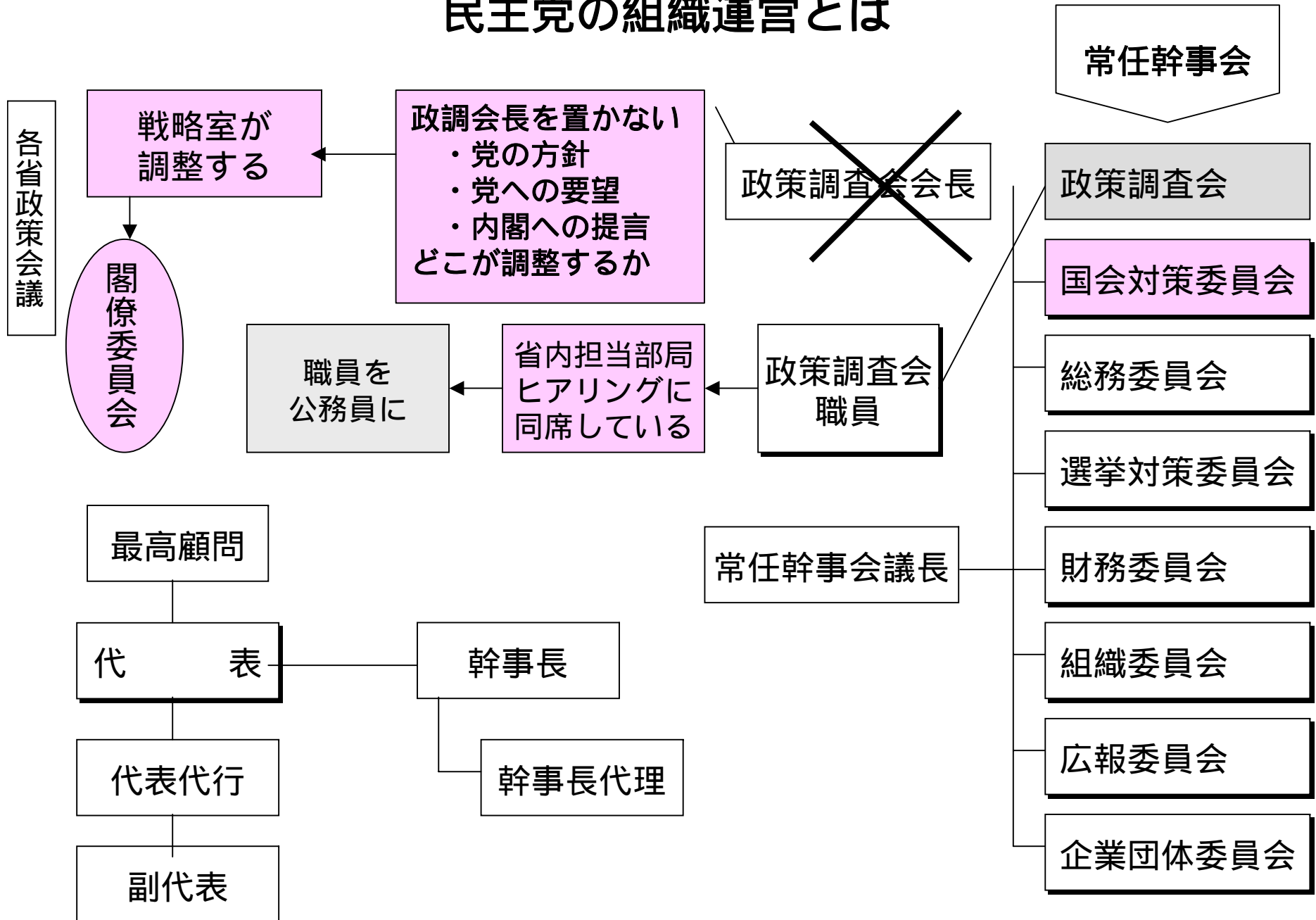
民主党への陳情の受け皿は幹事長室（担当副大臣）



政策決定の流れ（閣議までの政策決定プロセス）



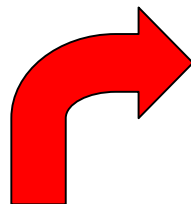
民主党の組織運営とは



鳩山内閣（民主党）と意志決定システム

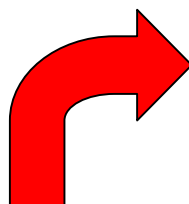
内閣

- 1 閣議
- 2 基本政策閣僚委員会
- 3 政府与党首脳会議
- 4 国家戦略室
- 5 行政刷新会議
- 6 各省政務三役会議
- 7 各省政策会議



党本部

- 1 幹事長
- 2 副幹事長
- 3 国体委員会
- 4 議員



都道府県支部連合会

- 1 代表
- 2 政務調査会
- 3 地方選略本部

要望先と要望の政策実現化ルートは幹事長室
地方～党本部～行政～閣議～国会～

幹事長室が窓口・日程調整は県連に

星

言説

2009年(平成21年)11月12日(木曜日)

セ

地方化の一元
民主主義の
主要

「党挟むと時間かかる」

新政権で手法転換県が懸念

民主党が業界団体や地方自治体からの陳情や要望を一元的に処理する仕組みを決めたことに、県が困惑している。嘉田知事が政権交代直後、「地方の声を素早く国に届けたい」と、自らが正副大臣や政務官に政策を提案することを決め、10月から実践しているため、職員からは「党を挟むことでダイレクトに政府とやりとりができず、時間がかかる」と懸念する声が上がっている。

県は9月、同党が掲げたマニフェスト(政権公約)による県政への影響を分析し、国への政策提案を狙い、庁内に「県新政権戦略チーム」を設置。一日かけて各省庁を回り、数多くの要望事項を伝える「従来型」で

はなく、地方にとってタイムリーな課題、滋賀らしい政策を選び、その都度、大臣ら政務3役に訴える手法に転換することを決めた。

10月30日には、知事が環境省と農林水産省を訪れ、地球温暖化対策や農家の戸別所得補償制度の推進を要望。12日も、厚生労働省の長浜博行・副大臣に、地域医療や子育て支援への財政支援などを求める予定だ。しかし、同党は2日の党

役員会で、陳情や要望については党の幹事長室で処理するルールを決定。このため、それまでは各省庁と直接、日程調整をしていたが、今後は同党の各都道府県連に事前に申し入れる必要があるという。

県幹部の一人は、「12日はすぐに会える運びとなったが、今後も提案したいタイミングを逃さずにできるのか……」と頭を抱えていた。

